

議案第22号

葛飾区私道排水設備助成条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年 2月15日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

助成金の交付要件を改めるほか、規定の整備をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区私道排水設備助成条例の一部を改正する条例

葛飾区私道排水設備助成条例（昭和57年葛飾区条例第20号）の一部を次のように改正する。

第1条中「設置する」を「設置し、又は改修する」に改める。

第2条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号イ中「昭和52年7月葛飾区条例第24号」を「昭和52年葛飾区条例第24号」に改め、同号ウ中「排水設備」の次に「の設置」を加え、同条第2号中「区長」を「葛飾区長（以下「区長」という。）」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に定める者のほか、助成金は、次の各号のいずれにも該当する排水設備を改修する者に対して交付する。

(1) 排水設備に下水を排除することができる戸数が2戸以上あるもので、前項第1号ア、イ及びエの要件を備えているものであること。

(2) 区長が老朽化のためその使用に著しい支障があると認めたものであること。

第5条第1項中「一に」を「いずれかに」に改める。

付 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。